

那覇市住居確保給付金事業に関する協力のお願い

～宅地建物取引事業者様へ～

那 覇 市

(事業者様へ具体的にお願いする事項)

【事業の目的】

この事業は、離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。生活困窮者自立支援法第6条の規定により実施するものです。

住居確保給付金申請者が、住居がないため、新たに入居するアパートを探してきた場合

- ① 住居確保給付金申請者は、那覇市が受理した「住居確保給付金支給申請書」の写しと「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1 号）」の用紙を事業者様に提出します。
- ② 事業者様は、①の「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要な事項（入居予定している賃貸住宅の月額家賃及び敷金、仲介手数料等の初期費用及びそれらの費用の振込先口座等）を記入し、社印を押印のうえ、申請者にお渡しく下さい。
- ③ ②の書類を那覇市が受理した後、審査を経て、申請者に「住居確保給付金支給対象者証明書」を交付します。
- ④ 申請者は③で交付された「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを事業者様へ提出します。
- ⑤ 初期費用の工面が困難な状況にある方で、支給開始までの生活費や入居にかかる初期費用にお困りの方は、那覇市社会福祉協議会が実施する総合支援資金貸付（生活支援費、住居入居費）を受けられる場合があります。貸付を受けた場合、申請者は「借入申請書」の写しを事業者様へ提出します。

（賃貸契約）

- ⑥ 申請者は、事業者様と停止条件付賃貸契約（住宅の初期費用に相当する金額が振込まれたことをもって契約が成立する契約）を行っていただきます。

（入居）

- ⑦ 申請者から事業者様に初期費用が振込まれ、正式な契約が成立した後、那覇市は申請者に対して入居後に「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。申請者は、決定通知書の写しを事業者様へ提出します。
- ⑧ 支給決定されたことにより、申請日の属する月に支払う家賃相当分から、住居確保給付金が事業者様の指定する振込先口座へ、那覇市から直接振込まれます。

住居確保給付金申請者が、賃貸住宅に入居している場合

- ① 住居確保給付金申請者は、那覇市が受理した「住居確保給付金支給申請書（様式 1-1 号）」の写しと「入居住宅に関する状況通知書」の用紙を事業者様に提出します。
- ② 事業者様は①の「入居住宅に関する状況通知書」に必要な事項（現在入居している賃貸地住宅の月額家賃及び住居確保給付金の振込先口座等）を記入し、社印を押印のうえ、申請者にお渡しください。
- ③ ②の書類を那覇市が受理した後、審査を経て、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。
- ④ 申請者は③で交付された「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを事業者様へ提出します。
- ⑤ 支給決定されたことにより、申請日の属する月に支払う家賃相当分から、住居確保給付金が事業者様の指定する振込先口座へ、那覇市から直接振込まれます。

【参考】

（賃貸住宅の初期費用）

- 賃貸住宅の初期費用（敷金、礼金、媒介手数料、1 月目の家賃等）は、住居確保給付金申請者の自己負担となります。申請者にその資力がない場合、那覇市社会福祉協議会の「総合支援資金（住宅入居費）」を活用して、初期費用を賄うことができます。この場合は、那覇市社会福祉協議会から賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者様（宅地建物取引業者が委託を受けている場合は宅地建物取引業者）が指定する口座へ振り込まれます。

（受給者が早期に退去した場合）

- 受給者が住居確保給付金の支給対象となる賃貸住宅を早期に退去した、又は貸主との合意により契約を解除した場合、住居確保給付金の支給を中止しますので、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターまでご連絡ください。

住居確保給付金振込のため不動産管理事業者様の受け取り口座の通帳写しの提出

○住居確保給付金は、事業者様が指定する口座（入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1 号）又は入居住宅に関する状況通知書（様式 2-2 号）にご記載いただいた振込先口座）へ那覇市から直接振込みます。その際、事業者様の指定する振込先口座を、那覇市が振込登録するにあたり、当該口座の通帳の写しを那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターへご提出ください。

（ご提出していただく書類）

○預金通帳の写し（①通帳の表面と、②通帳を見開き 1～2 ページ面）

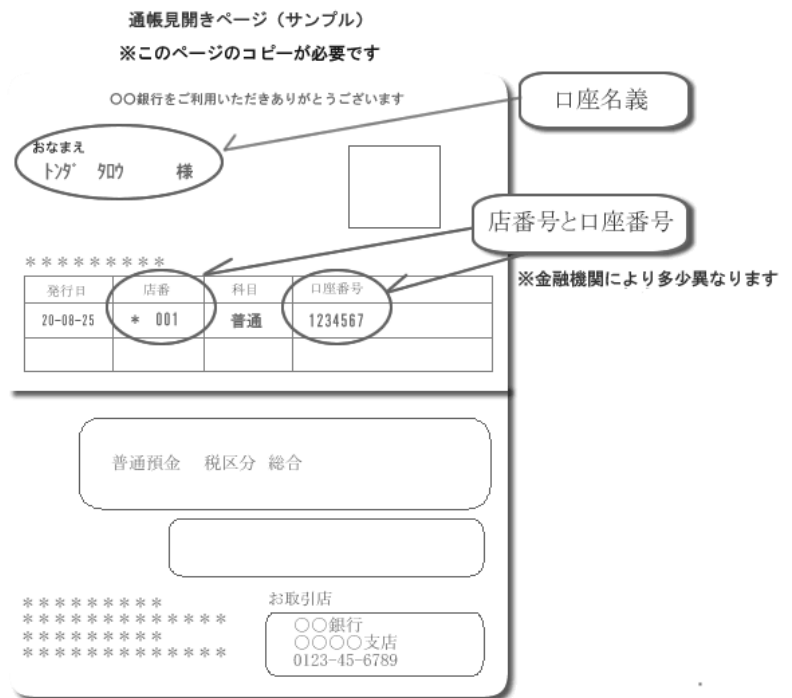
（金融機関名・支店名・口座名義・口座番号を確認するため）

① 通帳の表（見本）



【通帳の表紙・裏表紙】

② 通帳の見開き 1～2 ページ（見本）



（住居確保給付金の支給日）

○毎月 27 日に振り込まれます。27 日が土日祝日の場合は翌営業日に振り込まれます。

以上が本制度における宅地建物取引業者様へお願いしたい手続きのあらましです。どうかご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

○各種様式の記入方法、申請者に関すること

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 電話 098-917-5348

○住居確保給付金の制度、支給に関すること

那覇市 福祉部 保護管理課 住居確保給付金担当 電話 098-861-5193（内線 2461）

入居予定住宅に関する状況通知書

- 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等との関係を確認につき、自治体または社会福祉協議会(初期費用を徴収する場合)が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給及び貸付に必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

見本

(都道府県等の長)

様

年 月 日

事業者記入欄

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

印

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

事業者記入欄

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。
※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名 (フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数(名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
- ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください

初期費用		事業者記入欄	
(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)		円 (月分+日割り 日分として)
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座		事業者記入欄	
住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

記名押印又は署名

氏名

印

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターに提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居住宅に関する状況通知書

1. 下記の者に対し、貸している住宅に関する概要等について通知します。
2. 暴力団員等と関係がある者ではありません。
また、必要に応じて、関係の認定につき、自治体が官公署から情報を求めること

見本

(都道府県等の長)

様

年 月 日

事業者記入欄

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

印

(所在地) 〒

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)I.①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者

事業者記入欄

フリガナ
氏名

生年月日

年 月 日

同居状況

単身・複数(名)

入居開始年月日

年 月 日

入居している賃貸住宅

名称

所在地

家賃

円

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

住居確保給付金の振込先

貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座

フリガナ

口座名義

金融機関名

支店名

口座種別

普通・当座

事業者記入欄

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

記名押印又は署名

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターに提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (抄)

第6の13(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]

生活困窮者住居確保給付金支給申請書							
フリガナ	見本						
①氏名							
②生年月日					昭和・	満()歳	
③電話番号						④性別	男・女
申立事項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること (いずれか該当する方に記載)						
	(1) 離職等の場合						
	離職等の時期						
	離職等した事業所						
	(2) 第3条第2号に規定する場合						
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況						
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること						
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況						
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)						
	(1) 住居を喪失していること						
	住居を喪失した時期						
	喪失した住居の住所						
	現在の状況						
	(2) 住居を喪失するおそれがあること						
	現在の住所						
住居の家主等							
喪失するおそれのある住居の家賃額							
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等							
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること							
フリガナ					合計		
氏名							
続柄	本人						
性別							
生年月日							
収入(月額)	円	円	円	円	円		
預貯金等	円	円	円	円	円		
<small>※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</small>							
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。							
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。							
また、裏面の注意事項について、同意します。							
令和 年 月 日							
都道府県等の長殿				申請者氏名	印		

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

見本

印

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

見本

第 号

年 月 日

様

(都道府県等の長)

印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第3条第二項に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第二項に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターに対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンターに申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に那覇市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。